部 0 晩 年 再 考

年六月。 年秋九月でろ宮廷を退いた公算大である旨を述べた。 (昭和四一 十数年以前の拙稿「晩年の紫式部」(日本文学、昭和四〇 「王朝文学の研究」 所収)、 またそれに続く 「紫式部」 年三月刊・人物叢書)に於いて、紫式部が晩年、長和二

料たる小右記の記述については、その間に若干考えるところがあっ たので、ここには、それについてあらましを述べてみたい。 わけでもない。しかし、ただ、紫式部晩年の動静に関する最大の資 く、以来十五年を経て今日に至っている。また今日もなお依然とし を受けたが、そのままそれに対して私自身何らの意向を示すことな ところが、その後間もなく角田文衛・河内山清彦の両氏より批判 私にはそれについての全面的応答をなし得る用意が整っている

> を証するもので、 その因は 道長の不興を 買ったところに あろう、 日まで実資・資平は彰子を訪問していない。それは、紫式部の不在 というのである。

井

源

衛

以降の資料については、殆んど調査の手を加えていなかったのであ 岡一男氏の長和三年春説に 全面的に 拠りかかって いたため、 それ 実をいえば、当時の私の調査は、紫式部の死去年時に就いては、

下には、その点に触れつつ、この問題につき、詳しく考えてみたい る如く、私は今、あらためて角田氏の説に賛成して、自説を撤回す ない面があり、部分的にはそれを修正する必要もあるかと思う。以 るものであるが、ただ、角田氏の叙述は必ずしも周到緻密とはいえ 式部の生存を指摘されたのは、すこぶる痛切であった。後に詳述す る。角田氏によって、その後、小右記覧仁三年正月五日の記事に紫

右の小右記寛仁三年正月五日の記事に限定されていて、その間約五 第一には、 角田氏の指摘は、右の長和三年十月以降については、

式 部 の 睌 年 再 と現れなくなり、

辿ると、

長和元・二年の間、

実資・資平の枇杷殿訪問は前後九回に

のである。

現れるが、その姿は長和二年八月二十日を最後にして以後ふっつり

また実資が、その次ぎに訪問した翌長和三年正月

及び、その多くの場合、取次ぎ女房として紫式部とおぼしい人物が

順序として、先の拙論の趣旨を簡単に述べれば、小右記の記事を

二十日に応待に出たのは、道長の息頼宗であって、以後同年十月九

実資・資平の彰子訪問の有無およびその事情を精査する必要がある 日時は短期間として無視できるものではないのであって、その間の 年間のことについては、ほとんど触れられていない。五か年という

の蔵人頭任官運動との関連である。 ところで、その場合、時間的にいってまず問題となるのは、資平

仕していなかったと推定したのであった。またその理由に、あるい 健康以外の何らかの理由で、かなり長期にわたって彰子の宮廷に出 清水に籠りたりしに参りあひて」云々によって、この頃、紫式部は 宗が取り次ぎ役として現れたこと、また伊勢大輔集の詞書「紫式部 俄かに足が遠のき、次ぎの長和三年正月十一日の訪問の際には、頼 のがあったためかとしたのであった。 は、実資・彰子・紫式部という人間関係の中に、道長の忌避するも 私は先に、実資の枇杷殿訪問が長和二年八月二十日を境にして、

効果がないと見極めをつけたに過ぎない、とされたのである。 当時も引続いて宮廷に奉仕していたのであって、実資の足が遠のい 妾」の関係もあったから、そのような事はあり得ず、紫式部はその 狭量の人間ではなく、又紫式部との間には中世の伝承にいう「道長 の実効見極めが、 に引続いて出仕していたか否かであり、二は、この蔵人頭任官運動 ところが、角田氏はこの点を批判されて、道長はそのように、 問題は二つある。一は、紫式部が長和二年九月以降はたして宮廷 資平の蔵人頭任官運動としては、彰子に協力を求めるのは 実資の枇杷殿訪問の中止とどこまで関係があるか

である。

事である。 任官運動を時間的に追ってゆけば左の通りで、いずれも小右記の記 第二の点から検討を加えてゆくことにする。 資平の蔵人頭

まず長和元年七月二十一日条に

平雜事一、令」啓三皇太后宮一、従」宮可」被」申三相府一、 可:参会:之由示:送左宰相中将 資平事、欲」令」啓:皇太后宮」、 便可」申:相府:之由相談了 (麗経)二、而今夕来向、 是可」達:左相国:之料也、 但如」此之

もっとも、 いうのである。 ことだったらしい。そのことを彰子を通じて、 許に参上の折、女房を通じて さらに、右より五か月を経て、 この時には資平を蔵人頭ではなく、 実資は長和二年正月十九日に彰子 道長に頼みこもうと 弁官に任じたいとの

ツテ罷り出ヅルノ後、右衛門督(寒)立チ寄ラル、良久シク清 資平ノ事案内ヲ申サシム、左相府ニ達セシメ給フベシ、 多クハ是レ資平ノ事也。 夜ニ入 Ø

ことも疑いないであろう。 角田氏のいわれる通り、 知られるのであって、以後彰子を足繁く訪れた事の主たる目的が、 とあって、どうやらこの頃から蔵人頭任官運動に入っていたことが 彰子を通じて道長に働きかける事であった

乳母所、以、光為、使」とあり、翌八日には、 なる。たとえば、三月七日には「資平頭事、 見られず、翌長和三年に入ると、俄然、激しい文字が相次ぐように しかしそれ以降、この件に関して長和二年末までさしたる記事は 以二書状二云二遣右衛門 「早旦有」右衛門乳母

皇の意向を探っており、同月十一日には「招言覚阿闍梨」、今」啓』返事」、似『天気宣』」とあり、三条天皇の乳母に書状を送って、天

資平事皇后宮二 とあって、 内供奉らしい僧を通じて、

皇后妍子に

仰セテ云ハク『吾ガ年老ユ、大將(袰)又老ユ、然思フらむ』での二入リテ資平来リテ云ハク、「陪膳ノ次デニ(礒太頭)奏聞ス、働きかけている。さらに三月十六日には、

頭ヲ所望ノ由ヲ奏セリ、仰セテ云ハク「春宮亮ニ任ズ可キノ由ヘリ。(中略) 金吾談ジテ云ハク、『主上経通ノ事ヲ問ハシム。仰セテ云ハク『吾ガ年老ユ、大將(鰈)又老ユ、然思フらむ』テ

リ。予ノ思フ所ノ者、資平ノ事相含ム可キ歟。 カ有ランヤ」テヘリ。今天気ヲ見ルニ許サザルニ似タリ』テヘカ有ランヤ」テヘリ。今天気ヲ見ルニ許サザルニ似タリ』テヘノ方ノ事ヲ思フ。尤モ佳キ歟。頭ニ至ツテハ然ラズト雖モ何事左大臣(戀)先日奏スル所也。又皇太后宮亮ト為サン。偏へニ彼

次いで同二十二日、

職ニ堪フ可カラズ」ト。左大臣申シテ云ハク、「追ツテ定メ申ルモ又恪勤ニ依ル可シ。但シ道雅・兼網ハ恪勤セザルノ上其ノ何」ト。勅答ニ云ハク、「恪勤ニ依リ中将ニ任ジ、藏人頭ニ至ツ頭ニ補 サル可キ 者也。 而ルニ専一ニ資平ヲ 仰セラルルハ如セリ。仰セテ云ハク 『左大臣遏絶ノ気有リ。「道雅・兼綱ヲ先資平所望ノ事頭弁 (縹) ニ案内ス。其ノ報ニ云ハク、「昨日奏聞

口ニ懸ル。

ス可シ」ト。気色経通ヲ挙グベシ』テヘリ。万事縦横、丞相ノ

翌二十三日には

経通・兼綱・道雅・定頼ト 云々。 資平ノ 事ハ 確執殊ニ甚シト左府資平ノ事ヲ遏絶ス。挙ゲテ奏スルノ人ソノ数有リト云々。

式部

の晩年再考

は、はうまうにはいて頂が中に長い。 雖モ、徒ラニ麋土ニ委ヌル而己。悲シキ世也。此ノ事奏聞ス可物、次イデ近親・因縁テヘリ。此ノ外ノ人ハ其ノ(ヤニ当ルト云々。是レ只近親・因縁ニ非ルニ依ル。当時執権之臣ハ先ヅ貢

キノ趣ヲ書簡ニ注シテ頭ノ弁ニ送ル。

とあり、翌月四月十四日条には、

『頭ノ闕有ルノ時必ズ成シ給フ可シ』テヘリ。事ノ次イデ有リ『頭ノ闕有ルノ時必ズ成シ給フ可シ』テヘリ。事ノ次イデ有リ資平云ハク、御前ニ候スルノ 次イデニ、仰セラレテ 云ハク、

とある。三条天皇の言は、今回は駄目だけれど、次ぎの機会に闕員テ仰セラルル所也。子細ハ記サズ。

が生じたら必ず汝を蔵人頭に任ずるの意で、この時はすべて内定済

しかし、その正式発令は、種々事情も あったとみえて、 さらにみだったのである。

日、還御の後の俄かな発令で、新任は民部大輔藤原兼綱である。兼一か月後の翌五月十五日、道長の士御門第に三条帝の行幸のあった

綱は、先に三月二十二日の記事にある、道長が天皇に推薦した二人

よいであろう。かったのは、長和三年に入ってからで、殊に二~三月のころとみてかったのは、長和三年に入ってからで、殊に二~三月のころとみ彼しこうした経緯を見ると、この蔵人頭のポスト争いがもっとも激し

の中の一人である。

であろうか。事態はまだ流動的というよりもむしろ熟していず、実通ずる道長への働きかけは見込みがないとたやすく見極めがついた時点に於いて、はたして実資に、角田氏のいわれるように、彰子をとすれば、それをさかのぼる半年前の、長和二年秋八月・九月の

資の足が、この頃から遠のいた事の因を直接この件に結びつけるの

は、やや性急に過ぎるように思われる。

けることは難しいであろうし、 だということになるが、いずれにせよ、さまで決定的な証拠を見付 彰子は実資の依頼にはそのままは応じまいと見極めたか、どちらか は、実資は、彰子の言に道長は耳を貸すまいと考えたか、もしくは また、 万一、 つながりがあるとした 場合、 考えられることの いずれの可能性も単独では乏しいよ

うに感じられる。

事について、逐条述べることにする。 つぎに、長和三年正月五日以降、実資が彰子を訪れた小右記の記

(長和三年十月九日)

衛門督教通、三位中将能信、良久談話。日落退出 (寶) 参皇太后宮、以二三位中將 (億) | 喚||簾下女房|、傳||令旨||。左

を催したいとの意向を実資に語ったのを受けていうのである。この 「簾下女房」が問題である。嘗て述べたように、長和元・二年の間 「合旨」とは、前々日十月七日に道長が十一日に彰子の許で一種物

り、これは前回長和三年正月二十日の訪問に、はじめて頼宗が現れ 現れるのが 習いであって、 道長の息が 取次ぎに出るのは 異例であ て以来のことである。 九度に及ぶ実資・資平の上東門院訪問の際には、まず取次ぎ女房が

の適当な女房を物色して、道長の意を彰子に伝えさせたいと思った は、能信では、直接彰子に言葉を伝えさせるのは不向きとみて、他 また「簾下女房」とわざわざ断った意味について考えれば、実資

人々は、 遷幸に際し、

うのであろう。実資に古なじみの紫式部ならば、はじめから実資の たのであろう。 この女房は紫式部ではあり得ない。この時紫式部は居合わせなかっ 取次ぎに立現れるはずであり、このような表現になるはずがない。 ため、ちょうど簾のもとに居合せた女房を呼んで用を足した、

△長和三年十二月二十六日

(選) 玄剋、

参:!皇太后宫御仏名:、

忽煩い胸病、罷出、

不上能三参

にも実資参会のことはあまり残らなかったであろう。 これには、女房のことは見えず、 事情からみて、上東門院方の印象

(長和四年十月十六日)

翌十七日に上東門院で催された「皇太后宮作文」に出席してはどう この女房の取り次ぎで、「参入事」が仰せ出されたという。これは ここにも「女房」が現れる。

東廂の妻戸の下に実資を呼び寄せて、 骨踞出。

和五年に入ると、 正月 元日の 上東門院臨時客に 参入している。 供奉し、十二月二十四日の上東門院での御読経結願にも参会、 参会している。この「女房」が紫式部である証拠は全くない。 か、との言葉ではなかろうか。その作文会には、道長その他卿相が その後、実資は、長和四年十一月十九日、東宮の上東門院行啓に

た、同年六月二日、後一条天皇が土御門第より新造の一条院内裏に

土御門院の人々に勧賞の叙位が行われているが、その

臨

(寮)参"皇太后宫」、召"東戸下」、以"女房|被"仰"参入事

正五位下藤原庻政・源行任 启艺大選正四位下源朝任 雅傳孫

多治比守忠 家計

從五位上藤原良資 富少進

女三人、従四位下源。嘗、従五位下二人

の名で見え、御堂関白記長和元年閏十月二十七日にも「従四位源 警』である。この女性は、紫式部日記に「宣旨の君」「従四位源 警』である。この女性は、紫式部日記に「宣旨の君」での世話を職掌とする皇太后職の職員、また道長の家司、それにおるの名で見え、御堂関白記長和元年閏十月二十七日にも、皇太后彰勧賞になったのは、土御門第の持主である源朝任のほか、皇太后彰

乘東女方皇太后宮宣旨 舞

房許 : 神智智管 即奏聞。天気不立快(下略)或云、俊賢如≒先主(元皇)之時為 :顧問臣 : 之由、以 ::書状 : 送 : 安とあり、小右記寛弘八年七月二十六日条にも、

序列は最高だったのである。自および一条天皇の乳母ということから、彰子の宮廷の女房の中、厳院宸記」によれば陟子、一条天皇の乳母だった人である。その出とあり、兼明親王の男伊陟の女で、名は「伏見宮御記録」所収「光

紫式部は宮仕えに出て、従五位下に叙され、命婦として採用された典縫は従五位下相当である。角田氏は、寛弘二年十二月二十八日にので、これまでは正六位上だったわけだ。掌侍は従五位上、典膳・いるか否か。との「従五位下」は、今日勧賞に浴して昇叙されたもいるか否か。との「従五位下」は、今日勧賞に浴して紫式部がその下位に記された「従五位下二人」の中に、はたして紫式部が

の晩

性はまったくないといってよいだろう。十一年を経て、この「従五位下二人」の中には、紫式部の居る可能あるが、かりにこの角田氏の推定にしたがえば、その頃よりさらにが、寛弘四年正月二十九日に至って、掌侍に補されたとされるので

った紫式部にしては、正六位上にあまりに長く留っていたとの感が房として、ただ一人、その奉悼歌が栄花物語に伝えられるほどであまた角田氏の説はともかくも、一条天皇崩御の折に、上東門院女

否めない。

もちろん上東門院の主だった女房が三人だけとも限るまいし、今もちろん上東門院の主だった女房が、一方では皇太后宮職の職員の勧賞が、大進二名、少進一名に及が、一方では皇太后宮職の職員の勧賞が、大進二名が定員だから、ここの大進二名はやや異例か、それとも途中で交替があったのを、10分く問題だが、全体としてみれば、大進・少進合せて三名で、皇り少く問題だが、全体としてみれば、大進・少進合せて三名で、皇方少く問題だが、全体としてみれば、大進・少進合せて三名で、皇方少く問題だが、全体としてみれば、大進・少進合せて三名で、皇太后宮職の幹部職員には、この際は特殊事情がない限りは例外な大后宮職の幹部職員には、この際は特殊事情がない限りは例外な大后宮職の幹部職員には、この際は特殊事情がない限りは例外な大后宮職の幹部職員には、この際は特殊事情がない限りは例外な大に、

その後実資が上東門院に 祗候したのは、 寛仁元年 (一〇一七)院に出仕していなかったことを暗示するものではなかろうか。 この女三人の中に紫式部がいそうにないのは、当時彼女が上東門

へ伺候、同月十七日にも 一条院内裏附近の 火事見舞に 駆けつけてはちょっと顔を出し、同年十月八日にも、仁王会の行香に上東門院二十二日にも、一条第で催された彰子の祖母穆子の周忌法会に実資七月九日で、この日は「座煖ズシテ」じきに退出した。次いで同月

いる

は「上ノ直盧」に出かけて不在のためそのまま帰宅した。
盟四月二十七日にも新造内裏巡見のついでに彰子を訪れたが、彰子とのののでに、一切のののでに、一切のののでに、一切のののでに、一切のののでに、一切ののの と 東門院仁王会に参会、

イ、「女房」の文字が見えるが、それは紫式部ではなく別人と思逐一検討してみたわけだが、それを整理すれば、左のようになる。において、実資、あるいは資平が彰子を訪問した十三度に就いて、以上、長和二年八月二十日以降、寛仁三年正月五日以前の五年間以上、長和二年八月二十日以降、寛仁三年正月五日以前の五年間以上、長和二年八月二十日以降、寛仁三年正月五日以前の五年間以上、長和二年八月二十日以降、寛仁三年正月五日以前の五年間以上、

長和三年十月九日・長和五年六月二日われるもの、

長和四年十月十六日
「女房」「女」の文字があるが、紫式部か否か不明のもの、

ハ、「女房」などの文字が見えないもの

二七日。
「二七日。同年十月八日・寛仁二年三月四日・同年閏四月月廿二日、同年十月八日・寛仁二年三月四日・同年七月廿九日、長和五年正月元日、寛和四年十一月十九日・同年十二長和三年十二月二六日、長和四年十一月十九日・同年十二

式部の宮廷不在を物語るものであり、その他については、不明とす、然じていえば、長和三年十月九日と同五年六月二日の二度は、紫られないことであり、その質的な差も見落すことはできない。とれないことであり、その質的な差も見落すことはできない。ととは、注目すべきである。また、それ以上に気付かれることは、ひとは、注目すべきである。また、それ以上に気付かれることは、ひとには、注目すべきである。また、それ以上に気付かれることは、といい、注目すべきである。

印象を抱かせられるのである。のであれば、もっと違った記述があって然るべきではないか、とののであれば、もっと違った記述があって然るべきではないか、とのても、もしそこに依然として紫式部が取次の女房とし出仕しているるほかないが、しかし、長和元・二年度における記事を参照してみるほかないが、しかし、長和元・二年度における記事を参照してみ

Ξ

お断りしておきたい。

さて、次ぎには、角田氏が紫式部生存の証拠として指摘された、さて、次ぎには、角田氏が紫式部生存の証拠として指摘された、

小右記、寛仁三年正月五日の条に、

ラズ、世ノ人ニ似ズ、耻ヂ思シメス所也ト云々シマスノ由仰セ事有ル也。女房云ハク、彼ノ時参入シ、当時参いで、弘毅殿ニ参ル。 女房ニ相逢フ 然に来解すらな。 御給爵之恐ヲリ。 弘毅殿ニ参ル。 女房ニ相逢フ 然に来解すらなる。 御給爵之恐ヲ略セシム、枇杷殿ニ坐シマスノ時屢々参入之事今ニ忘レズオハ路セシム、枇杷殿ニ坐シマスノ時屢々参入之事今ニ忘レズオハ路・弘毅殿ニ参ル。 宰相(資)乗車後、 源中納言義房ヲ以テ、太前太府(選)ニ参ル。 宰相(資)乗車後、 源中納言義房ヲ以テ、太前太府(選)ニ参ル。 宰相(資)乗車後、 源中納言義房ヲ以テ、太

実は、私自身は、前述論文・著書執筆の時点に於いて、この小右として指摘されたものであり、萩谷朴氏もその説に従っておられる。®おの文は、角田氏の前掲書によって当年紫式部の生存を示す証拠

ある。問題は当然、右の文意の解読から始めるべきであろう。記の記述に気付かず、岡一男氏の説に依拠したことは前述の通りで

元旦に、内裏で実資が道長に会うと、を通ずる用件の「御給爵」である。これは、その日を遡る四日前の文章は前半・後半の二つに分れているが、第一の問題点は、前後

モ恩顧ノ深キヲ悦ブ、須ラク叙位ニ臨ミテ処分ヲ蒙ル可キヲ期恐悦極マリ無シ。」ト。此ノ御給ヲ賜ハルコト多キニ非ザレドニ充ツベシ」テヘリ。申シテ云ハク、「更ニ思ヒ給ヘザル所、示ス、年来汝一事ヲ示サズ。給爵ヲ給ハント欲ス、家ノ作事等命シテ云ハク「太后(※)宣シテ云ハク、上達部悉ク雑事ヲ触リ

元日の記事の文意は、大要と記されているが、五日の記事はそれを受けているのである。この

スベシ。

の御給を頂戴する額は多くないが、御恩顧の深いことが分ってと、細かいことまでいちいち私の方まで連絡してくるが、、(そと、細かいことまでいちいち私の方まで連絡してくるが、、(それが煩らわしくてならぬ)お前(実資)は長年一つとして、それが煩らわしくてならぬ)お前(実資)は長年一つとして、それが煩らわしくてならぬ)お前(実資)は長年一つとして、それが煩られしくてならぬ)お前(実資)は長年一つとして、それが煩られてして、石事はが損られているが、、の御給を頂戴する額は多くないが、御恩顧の深いことが分っています、まことに有難い事と恐縮いたします」、と答えた。これが煩られている。

かであろう。 て、ただ年来の奉仕に対する慰労を表す意のものであったこと明らて、ただ年来の奉仕に対する慰労を表す意のものであったこと明らの配慮が、 経済的援助の意ではなく、 実資もいう 通り、 額も少くりせられたるさまいとめでたしゃ」とまで書かれていて、右の彰子というのである。実資の富裕は大鏡実頼伝にも記され、特に「殿造

る。年給、あるいは年官・年爵は、国史用語辞典によれば、次ぎの分注「今般叙スベキノ人無キ也」の意はかなり難解であか意味があるのかないのか、は私にも分りかねる。と共に出かけたことに就いてである。この二人が同道したことに何部は、道長の許に養子の資平と当時皇太后宮権太夫であった源経房部は、道長の許に養子の資平と当時皇太后宮権太夫であった源経房

ところで、はじめに掲げた正月五日の記事にもどると、その前半

公卿に与えられた年給で、売官の一種。一定数の人員を史生や平安時代、天皇・上皇・東宮・三宮・親王・女院・女御および

目などの官職に任命する権利を賜うことで、これによる任官料

を自己の得分とした。

ので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、はここでは確定しがたいが、この任官希望者に適当な人が今回は居はここでは確定しがたいが、この任官希望者についっていて、空席がない、というのであろうか。それが定員が充足されていて、空席がない、というのであろうか。それが定員が充足されていて、空席がない、というのであろうか。それが定員が充足されていて、空席がない、というのであろうか。それが定員が充足されていて、空席がない、というので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、中者が居ない、従って彰子の好意的申し出を受入れることが難しい、とので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、ので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、ので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、とあり、時野谷滋氏に詳しい論がある。「叙スベキノ人無キ」理由とあり、時野谷滋氏に詳しい論がある。「叙スベキノ人無キ」理由とあり、時野谷滋氏に詳しい論がある。「叙スベキノ人無キ」理由とあり、時野谷滋氏に詳しいがある。

考

ろう。

きっと叙位の折にも、何らかの御処遇を期待できるだ

後半部まで合わせて

恐懼している旨を太后に申し上げて戴きたいと述べた 太后の御給により (実資の縁者の誰れかが) 位を進めて戴いて

と解しておられるが、私は賛成しかねるのである。 この本年は任官候補者が見当らないとの観測は実資のかねてから

の、資平・経房との談話の中に出てきたものか の考えであったものか、またはこうして、道長邸へつくまでの車中 おそらくは、前者であろう。元旦に彰子の申出を聞いて喜んだ彼

ろ、こういう結論に落着いたものとみえる。

は、以来四日までの間にこの可能性について、

検討して みたとて

のは、 年五十一歳。このところ彰子の妹の妍子中宮の世話役として、長和 元年以来中宮権太夫を勤め、妍子が昨年冬に皇太后に上ると、引続 しかし、この趣旨を経房を通じて、道長に達しようとしたという 何故なのか。経房は源高明の四男で、母は師輔女であり、当

ものだろうが、経房をして事に当らせた意は明らかではない。 ところが、道長は「所労有り」、疲れているから会えないと、 実資はあらかじめ、経房を介して、道長の意向を探らせようとした いて皇太后宮権太夫を勤めている。事情が辞退ということなので、 面会

を断った。他の大納言たちにも同様だから、仮病でもあるまい。

るのである。「弘徽殿」は彰子の現在の住居であろう。つぎの「相 いられるのである。 は用いられ、 逢」には、特別の意はない。小右記では、相手が男子でもこの文字 実資が内裏にいる太皇太后彰子を訪れ、右の旨を報告す ただの何でもない用事や、行きずりらしい場合にも用 「女房」が何者かは後回しにしておくが、「先

> ニ宰相 聚名義抄)で、彰子の配慮に対する恐懼、感謝の意であろう。 である。「御給爵之恐リヲ啓セシム」の「恐」は「カシコマリ」(類 資平に、 次ぎの「枇杷殿におはしますの時」とは、彰子が枇杷殿に居住し その用件で訪問する旨この女房に連絡させておいた」の意 〈資平)ヲ以テ案内ヲ取ラシム」というのは「あらかじ Ď,

た期間をいうわけで、角田氏によれば、それは、 寛弘六年十二月二十六日から翌年十一月二十八日まで

(三) 長和元年七月八日から同三年三月二十日まで 寛弘八年十月十六日から長和元年六月八日まで

ţ わたる実資の彰子訪問は、まさしくとの口に当る期間であり、しかである。ところで、私がかって指摘した長和元・二年の間の九度に 頼宗であった。) 長和三年正月二十日である、 実資が、この期間中最後に枇杷殿を訪ねたのは、 (その時現れたのは、紫式部ではなく 前述の如く

九度に亘る実資の枇杷殿訪問をさしていること明らかである。 「今ニ忘レズオハシマス」は、もちろん彰子が、その間に実資が彰 とすれば、次ぎの「屢参入」の文字は、 正にこの長和元・二年間

は 子に示した好意について今もお忘れになってはいらっしゃらない、 感嘆の語を発したこと、 応答を交わし、 の意である。その頃の九度に上る訪問の中に、 またそれに続く、 御簾越しながら紫式部の取次ぎによって、すこぶる心の通じた 時には、 「……ノ由仰セ言有ル也」の文字はいかに解す 以前に詳しく述べたところである。 「賢后々々」「有感々々」などと、 しばしば実資と彰子

べきか。仰せ言はもちろん彰子の言葉であるから、この場で、簾越

きらかに女房自身が彰子の心中を忖度し、それを自分自身の言葉と時参入シ、当時参ラズ、世ノ人ニ似ズ、耻ヂ思シメス所也」は、あ取れる。また、それに続く、「女房云ハク」と断った上での「彼ノハシマスノ由」云々の敬語法を見れば、間接話法として、女房が、「オしに、女房を介して、この言葉は伝えられたものであろうが、「オしに、女房を介して、この言葉は伝えられたものであろうが、「オ

子は実資の久しぶりの今日の来訪には、何となく気恥かしい思いをことを物語るものであり、次ぎの「耻ヂ思シメス」は、それゆえ彰と平常、彰子が実資を買っていること、またそれを口に出しているは、後に賢人右府と異名をとった実資の人柄を、非凡なお方だからして付け加えたものである。 その 「世ノ人ニ似ズ」 は、おそらく

としてはすこし出過ぎた感もあるだろう。り、また「耻思食」も、主人の心をおしはかって物をいう女房の言り、また「耻思食」も、主人の心をおしはかって物をいう女房の言のお世辞の 形をとって はいるものの、 やや 微妙なニュアンスであみのようなものをも匂わせたのか。表面にはいずれにせよ、実資へうのは気がひけるとの意か、あるいは、近年の無沙汰に対するいやうのは気がひけるとの意か、あるいは、近年の無沙汰に対するいや

係を考えるべきかはやや問題で、ただ久しぶりに奥ゆかしい人に逢のに、近頃は来ない」と、この「耻思食」との間にどういう因果関されている、の意である。尤も、上文の「枇杷殿時代にはよく来た

ぎ役を勤め、さらに自ら言葉を添えていることが察せられよう。いて、熟知しており、今も、両者の心の機微を察して、適切な取次と合せて、この「女房」が、主人彰子と実資との長い人間関係につともあれ、五年前の頻繁な来訪について、謝意をあらわしたこと

もちろん、以上の文字は、実資が女房の言葉を要約したものであ

い。その事を 考えて、 現代語に 直してみれば、 その女房のことばでもなく、 女房のことばは もっと柔らかく 優雅だったに ちがいなるから、直接話法か間接話法か分りにくい部分もあり、またいうま

たとえばこんなものであっただろうか。

ます。 しゃらないから気恥づかしいと、大皇太后さまは仰せでございしゃらないから気恥づかしいと、大皇太后さまは仰せでございっかりお見限りになりまして――、世間なみのお方ではいらっあのころには、たびたびお運び下さいましたのに、近ごろはす

び上って来そうである。 しかし、こうして見てくると、この「女房」の人がらがかなり浮

ころでみれば、その昔の来訪の時にも居合せていた可能性が濃いとるが、後文の、彰子の心中を忖度しそれをあえて口に出していると言葉としては、主人彰子のあいさつを伝えるに終始するものではあ第一に、五年前の枇杷殿時代の実資の九度に亘る来訪について、

いわねばならない。

りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。 りの年配でもあろう。

そして、それ以後今に至るまで五年間の小右記の、十三度に及ぶ・二年間に紫式部相手に話を交わした折の記事と全く同様である。第三には、実資がここで「女房云――」と特記するのも、長和元

の言葉を引用特記した例は一つもなかったのである。実資の彰子訪問の記事には、先に詳述した通り、「女房云」と女房

性であって、いわばこうした練達の女房役を果すのは至極当然といついては、かって述べた通りであり、彼女が本来したたかな強い女四十七歳である。彰子との心のつながりや、実資との親しい関係に思われる。紫式部ならば、私の推定によれば当年五○歳。通説では馬」は、角田氏の推定された如く、紫式部である可能性が大きいと属」、一・二・三などとりまとめて考えれば、ここに現れた「女以上、一・二・三などとりまとめて考えれば、ここに現れた「女

か

彰子に出仕していたことは認めなくてはなるまい。 三年死去はともかくも、少くとも同年正月まで生存していて、当時したことを理由に、紫式部の死去は寛仁三年中とされている。寛仁したことを理由に、紫式部の死去は寛仁三年中とされている。寛仁なく、源雅通の妹で、寛仁元年七月十日雅通の死去以後まで生存かも彼女に先立って亡くなった (業報)小少将が、通説の源扶義女で教谷氏は、角田説を認めると共に、ほかに紫式部と仲がよく、し

える。

四

十月に彰子が太皇太后に移ったことと何らかの関係がありはしないに居なかったものとすれば、五年間の退出のあと、前年の寛仁二年に居なかったと思われる点が多く、寛仁三年正月に至って、ふたたびいなかったと思われる点が多く、寛仁三年正月に至って、ふたたびいなかったと思われる点が多く、寛仁三年正月に至って、ふたたび以上のように見れば、要するに、紫式部は長和二年秋に宮廷を退以上のように見れば、要するに、紫式部は長和二年秋に宮廷を退以上のように見れば、要するに、紫式部は長和二年秋に宮廷を退

た式部もこうして再び召し出された、という事情でもあっただろうのような年配の女房を特に必要としたであろう。久しく里居していようであり、それに伴なって、女房にも出入が多くなって、紫式部か。居所も天皇・東宮の母として、この頃は内裏住まいが多かったか。居所も天皇・東宮の母として、この頃は内裏住まいが多かった

いか。が、さまで後までいつまでも尾く引くこともなかったのではあるまが、さまで後までいつまでも尾く引くこともなかったのではあるまの忌諱に触れたという点も、事が道長であれば、一旦のそうした事

り得よう。それを否定するに足る証拠はあるまい。

私の述べた道長

また、この五年間の間にも時々は出仕していた、

に 年は、そのわがままの面が年齢と共に増長していったとも察せられ ふるまいも少なくなかった」(『平安人物志』 よ、その伝える所からみて、道長にはたしかに「横暴な目にあまる は、天皇と不仲であったせいもあって、 視の中で激怒し、 よう。小右記には、 ことが、道長の性格の一面であったことは認められようし、 男性的な陽性の闊達と、その反面である我がままで自己本位である く道長に 対する 非難の目つきが まさりがちという こともあるにせ 自由に書き記しているという。また、特に、三条天皇の在位時代に り本来広量、闊達で、その日記にも、自身の喜怒哀楽の情をかなり 道長の人がらについては、 その実例を若干あげる。 暴言を吐くこと実に頻々たるものがあり、 殊にその種の記述が多く見受けられる。 たとえば山中裕氏の説によれば、 怒りっぽく、小右記はとか 143 頁 とされる。 この晩

相府大怒—(長和元年五月十七日)

相府大怒、令撤我節供、所、饗、人々云是怪歟云々(長和元年

九月九日

左府大怒吐:無量悪言:、悪言及:主上:、聴者寒心(長和三年十 相府大怒無極 (長和三年四月二七日)

左相府腹立、罵辱無」極(長和四年十一月二十日 左相府大怒、其詞不」肖」人(長和四年十一月三日 二月八日

その理由はさまざまであるが、衆人の中で、激怒暴言を吐くこと再 (摂政) 有:大怒気色: (寛仁元年十一月三日)

えば妍子が禎子内親王を出産したときには、女を産んだことが気に る。また自らの感情を制御しえず、直ちに表情に出すわけで、たと くわなかったとみえて、「不」悦気色甚露、依」令」産」女歟」(長 こであったことは、その激し易い性格をはっきりと物語るものである。

あり、 文字もある。 病中はことに、 あたり構わず うめき声を 発したらし らない時にも「相府足不快、有!|歓息色:」(長和四年七月九日)と 不」悦之気 二 と記されている。 また、 足首を捻坐して しばらく癒 和二年 七月七日) とあり、翌々日の 産養の 折も、 「摂政気色不」快、多三不」快御詞こ (長和五年四月八日)の 「左相国猶有

六日) 相府於宿所高声悩吟、満座傾」耳、苦悩之甚、聞者歓息(中略) 相府辛苦之声不」可以敢云」(中略)相府悩苦声急(長和元年六月

仁二年閨四月十七日) 大殿御心地太思悩、去夜悩給之間、叫給声甚高、似『邪気』(寛

 σ 晩 年

再 老

> とあり、病状が回復しても、 似。御心相誤、亦顔色赤、 眠目悪、不」異:勇者容顔1、

食」之躰、太不以閑雅」、有」被」営」食、 似」無一本心一。

と記される。目付きも悪く、気違いじみていて、食事をとるにも、

(長和元年六月十七日)

被三飲

ろがあったものと見える。 はいつも多少の意地の悪い辛らつさが伴なうのが常であるが、それ がつがつとしていつものようではない。——実資の道長を見る目に おおげさに嘆息をついたり、苦しい苦しいと騒ぎ立てるようなとこ にしても、一旦、何かあれば、すぐに昻奮し、怒ったりまた怨んで

を浴せられるくらいのことはあり得たであろう。 のような目に 会わされる くらいのことは、 むしろあって 当然であ おり、一介の女房として、晩年極度に怒りっぽくなった道長からそ 、®・・・・・・・ 私は角田氏が強調される「道長妾」 の事実は なかったと 考えて

それゆえ、紫式部のような女房の場合にも、その怒に触れて暴言

る。左大臣顕光や孫とはいえ天皇にさえ「悪言」を放った道長が、

よる道長の暴言に耐えず、一時的もしくは長期間、宮廷を離れると 紫式部だからとて、一目おいて遠慮することもあるまい。一方、紫 れほど宮仕えについて絶えず憂鬱で気乗りのしないことを訴えてい いうことは十分あり得ることだ。日記にも、寛弘五年の時点で、あ 式部は日記に徴すれば我執と自尊心の甚だ強い女性である。昻奮に

るか、受取りようは様々であろうが、その種のことを想定すること 私がいった道長の忌諱に触れたということも、重く見るか軽く見 る人でもある。

然るべきかと考えるのである。 やはり右のような、当時の事情を洗ってみた上でなお許されて

は、道長の怒りも鎮まったあと、里居がちながらも断続的に出仕し ていたものか、その辺はまだ何とも云えないだろう。 で、以後五年間に わたって、 長く宮廷に 出なかったのか、 あるい また、そのことが、 たまたま 長和二年の秋に 起ったと 考えたト

に顔を見せている。それは、あるいは彰子の大皇太后に昇ったこと しかし、紫式部は、ともかくも寛仁三年正月には再び彰子の宮廷

多少の反省を強いられているし、また岡説に従った長和三年春式部 う三者の人間関係に直接強く結びつけたことに就いては、私は今、 長和二年秋に宮廷を出たことの動機を、道長・実資・紫式部とい

と関係あるかも知れぬということは前述した。

式部の晩年に関する小右記の記事についてくわしく述べてみたので 角田氏の批判に就いてもまた問題があると思うので、以上、再び紫 死去説も撤回の要があると思う。その事をふくめて、それに対する

注

ある。

角田文衛『紫式部とその時代』的頁以下

紫式部日記の研究』所収 河内山清彦「紫式部は宮廷から追放されたか」

3 岡一男『源氏物語の基礎的研究』137頁。 時野谷滋『律令封禄制度史の研究』第二篇。

萩谷朴『紫式部日記全注釈』下50頁

8 二八日・同七月五日・同八月二〇日各参照。 二五日・同三月十二日・同三月二一日・同五月二五日・同五月 前掲拙著、また「紫式部「道長妾」の伝承について」(『和 小右記、長和元年五月二八日・長和二年正月十九日・ 角田氏前掲書17頁。

歌文学新論』所収

6